

第31回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 平成30年11月2日(金) 午後2時10分 ～ 午後3時55分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 8名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 2名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 中村正信委員 8番 松浦秋行委員

②第2 報告第 79号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 報告第 80号 農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について
 報告第 81号 農地法第4条適用除外の証明願いについて
 議案第 146号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)
 議案第 147号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 148号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 149号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 150号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定
 により定める農用地利用配分計画(案)について
 議案第 151号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
 集積計画について
 報告第 82号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化相談員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	×	
6	佐藤 睦	×	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	8人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	な し	

7. 会議の概要

事務局	皆さん、こんにちは。定刻少し前ですけれども、皆さんお揃いですので、只今から第31回定例総会を始めさせていただきます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、5番山口委員と6番佐藤委員の欠席と出席委員8名を確認。)次に本日議事録署名人の指名をします。7番中村委員と8番松浦委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いいたします。
会 長	改めまして、お疲れさまです。農業者年金の会議はどうも大変でございました。どうぞ、よろしくお願ひいたします。それでは、早速審議に入りますが、その前に前回の総会において農地法第5条の転用の申請に伴い、農地法第3条の許可・形状変更承認を受けた〇〇氏の件につきまして、事務局より報告がありますので、事務局よりお願ひします。
事務局	それでは説明させていただきます。前回の総会におきまして、〇〇〇〇氏が譲渡人となった5条転用の申請ですけれども、この総会の中で少なくとも1年は耕作をすべきという総意であつたかと思ひます。その後提出された転用の申請書については差戻し、あるいは保留にする際の事務方の手続きについて、県に確認をしてから事務局の方で取計らいますとしていました。佐賀県農山漁村課に今回の事情を説明して、確認をいたしました。その中で県も国の方にも確認されたのですが、どういう対応をした方が法的にも可能かということで調べてもらいました。結論から申しますと、法で定められた添付書類が揃つた申請について差戻し等は出来ないということでありました。ただ、農業委員会の総会において出された意見(皆さまから出された意見)については付けて県へ進達することになりまして、これを考慮しながら県は協議していくことになると回答をもらったところです。そのため、事務局といたしましても転用の申請書については農業委員会総会の意見を付けて進達することになりましたことを報告させていただきます。以上です。
議 長	只今事務局から説明がありましたが、今回の転用については差戻し等することが出来ず、県へ送るようになったとのこととす。
9番委員	質問よろしいでしょうか。我々の意見を付けて進達されれば、県はそれを見て差戻すことはあるのでしょうか。
議 長	無いと思ひます。
9番委員	そうならば、進達する意味が無いように思ひます。

議 長	最近農業委員会の権威が無くなっています。ただ指導的な立場でもありますから、農地転用や形状変更の申請がされた後にいつまでも進展が無いようならば、申請人を呼び出して指導をしていかねばならないと思います。それをしなかったら、始末書で終わってしまいますことになってしまいます。事務局、そういうことでよろしいでしょうか。
事務局	許可が下りた段階で、何ヶ月もそのまま放ったらかしのときには、申請通りにするようという指導をしていかないといけません。そこで是正をさせていくことに尽きると思います。
議 長	今日、〇〇〇〇氏を呼んでいます、何と言わせればいいでしょうか。
事務局	5条転用の申請書が上がってきていますので、今後のことになります。再びこのようなことが無いように約束取り付けと〇〇〇〇の裏のこともあります。ここも今回の転用のことと同じことが無いように作付けをしてもらう確約をとらなければいけないと思っています。
議 長	〇〇〇〇の裏は砂利を入れて、駐車場になっています。既に今回と同じようなことになっています。
事務局	そこは農地に戻すように指導しています。3月までには作り土を入れて、作付けするという確約書をもらうようにしています。今回はそこまで約束を取り付ける必要があると思っています。
議 長	前回の総会で〇〇氏にこれまでの経緯等について説明してもらいましたが、それを受けて始末書と経緯書を提出してもらっています。皆さんにもその写しを配ってありますが、前回の説明の中で何点か確認したい箇所もありますので、それも含めて今回も〇〇氏に来てもらっています。それでは〇〇氏を部屋に呼んでください。
	(〇〇〇〇氏、入場)
議 長	こんにちは。どうも〇〇さんすみません。今回もお忙しい中に総会に出席していただきありがとうございます。前回の総会で〇〇さんに今までの経緯などを説明してもらいましたが、それを受けてですね、今回、始末書と経緯書を提出してもらっておりますが、前回の説明の中で何点か確認したい箇所等もありますので、それも含めて今回も〇〇さんへ来てもらっております。よろしくお願いいたします。それでは始末書と経緯書の読み上げを事務局の方からお願いします。
事務局	始末書、下記物件を農地法第3条の許可を平成26年7月に受け、取得しながら一度も耕作せず放置し、農地法5条転用の申請をいたしましたことは誠に申し訳ありませんでした。今後このようなことの無いようにいたしますので、よろしくお願いいたします。平成30年10月30日〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇という始末書をいただいています。 それから経緯書です。鹿島市農業委員会御中、平成30年10月30日、〇〇〇〇 平成26年7月9日〇〇〇〇様より、本件農地を譲受け、農地の耕作をし易いようにするため、形状変更の申請をさせていただき、盛土をいたしました。ミカンの苗木を植えるつもりでしたので、少々の石が混じった土でも良いことを業者に伝え、工事をしてもらいましたが、説明不足のため、畑に適しない状態になってしまいました。多忙に負かせ農地に復旧することもしないで、放置状態にしておいたことにつきましては深く反省いたしております。誠に申し訳ございませんでした。以上です。
議 長	それでは前回の説明や始末書などにより確認をしておきたい事がありましたら皆様方より挙手の上発言をしてもらいたいと思います。まず事務局より何かありますか。
事務局	はい。そしたらまず事務局の方から質問と確認をさせていただきたいと思いますのでお願いしたいと思います。前回、〇〇さんの説明で、当初3条で農地を購入されて、その後耕作をしやすいうように形状変更をするために業者へ嵩上げの依頼をされていましたが、実際には嵩上げた後、先ほど経緯書にもありましたけれども、石が多数入っており耕作が出来る状況ではなかったということです。それで、その時にミカンの苗木も買っていたということですが、業者に対しては、そのような作れないような土を入れた業者に対して、どのような対応をされたのでしょうか。そこを教えて下さい。
〇〇氏	私が直接業者に電話したのではなくて、主人が電話をしていました。それで、一応ここに

	も書いてあるように「説明不足のため、業者さんとの行き違いもあって、このような状態になったことで、こちらも強く言えなかった」というようなことを主人も言っていました。 まあお互いさまと言いますか、まあそういうこと…。
事務局	業者の方には、言っていた土と違うのではないかとお話しはされたのでしょうか。
〇〇氏	はい。あまりにもちょっと酷いのではないかと、というか、ちょっと畑にも出来ないな、とか、私が直接話した訳ではないものですから、ですけどそのようなことを言っていると思います。
事務局	そのようなことをご主人さんに確認をされたということですね。
〇〇氏	はい。
事務局	それで今回嵩上げされた業者さんがありますが、そこの対応は先ほどおっしゃたようにご主人さんがされていたのでしょうか。
〇〇氏	そうです。はい。
事務局	それでは、この土地は、奥さん〇〇さんの名義の土地となっていますが、主にご主人さんが工事などの手続きをされ、契約などされて、お互いに、ご主人さんと奥さん〇〇さん、それから業者さん、上手具合に連絡がしなかったのかでこういうような状況になったということでしょうか。
〇〇氏	はい。
事務局	本来ならば、鹿島市の農業委員会事務局の方からも書面を持って、以前口頭で「ちゃんと耕作しないと駄目ですよ」と指導があっていたかと思います。ご主人さんにあつたかなと話しは聞いているんですけど、ただ口頭のみで書面を持ってしていなかったという経緯がございます。耕作の指導をですね、書面でしなかったところはちょっと私ども事務局の方でも徹底した指導が出来なかったのかなと今では考えているのですが、〇〇さんですね、ご主人さんお二人で、農地の転用については、いえすみません、形状変更などについては対応をされていると思うので、今後こういったことがないことを、必ず農地として利用するようなことがですね、今後約束できるようにですね、事務局からはお願いしたいと思います。
議 長	はい。委員さんの方で質問はありませんか。
9番委員	確認してよろしいでしょうか。
議 長	はい。
9番委員	はい、今経過で聞くと、多忙に任せて農地を復旧することもしないでとの話しですが、そういった多忙だけの話でだと、実際にこういったやろうとしたことを、農業を1年でも、そもそもするつもりがあったのかなあとちょっと思いますよね。その頃は実際にするつもりだったけども、現状がこんなに変わってしまったから、経緯書の通りにしていたと受け止めないといけないのでしょうか。
〇〇氏	あの、まあ、するつもりはありました。実際〇〇〇〇にお店を開きましたよね、あそこは一応前買った時には、苗木を植えていました。まあそれが、あの苗木を植えてああいう形にしてしまって、だからその何ていうかこちらで、畑として利用できるかと思ってやったつもりなのです。その土地の購入を…。
議 長	あの店を営業されていた頃は、あの形状変更の届出を何もしないで、そのままの畑の状態の中で、苗木を植えてあったですよ？確かに。
〇〇氏	はい。
議 長	ただ今回のその形状変更を申請しておいて、その形状変更が畑泥にならないような形状変更の仕方に対して私達は色々疑念を抱いています。あれが畑の状態になるような土であって、畑が何かの野菜が作れるような状態だったら全く問題は無い訳ですよ。だから、何故あんな土を入れたのですか？て、それと今まで放置しておいて、それで今度は5条申請するのは、なんか最初から耕作する意思は無かったのではないかと、言いたいところで、我々が疑っている点です。こんな風に「何年か放置して、転売しても出来る。」て悪気があって、まあ無いとは思いますが、そういう風に見られがちなことで、委員の皆さんがですね、なかなか承服し難いと考えているところです。

9番委員	今言われた通りに受け止めざるを得ないと思います。だから例えばこういう風に出ておりますけれども、1回でも1年でも耕作していただいて、手続きを正式に踏んで、された方が、誰でもが納得して、上手くいく方法じゃないですか。しかし、このままだと前例になる訳ですよ。〇〇さん、この申請が。それをみんなが心配しているし、昨日今日の話しじゃないから、1回作られたらどうですか。誰もが納得出来るように。土は元々から、このように耕作するつもの土だったよって。例えば私がそうだったら「何故こんな土を入れてしまったのか。」て普通言いますよね。「耕作出来ない。」って。そういう風にみんな思う訳ですよ。だから1年、今じゃないと駄目なのかあるでしょうけど、事情があるでしょうけど、1回作られたらどうですか。そして「正式な手続きを踏みました。」とした方がいいのではないのでしょうか。もう一つ聞いていいですか。
〇〇氏	はい。
9番委員	ミカンの苗木を植えるつもりであったとありますけども、ミカンの苗木は購入されていたのですか。
〇〇氏	ミカンの苗木はたくさん、伝手はありますので、いつでも買える状態です。
9番委員	買ってはいらっしゃらなかったということですね。欲しいとき、苗木を植えるときには、いつでも手に入るということですよ。
〇〇氏	ミカンの苗木を植えるのはだいたい春先です。あの2月とか3月。それでその形状変更の届出の申請をしたのが確かもっと前でした。
9番委員	私が聞きたいのは、そこのところでは無くて、単純にミカンの苗木は既に手配されていたのか、どうかということを聞いていますが、今の話では、手配をしていなかったということですよ。
〇〇氏	形状変更の届出申請をする時には買っていませんでしたが、苗木はいつでも買える状態でした。
9番委員	そのくらいは分かりますから。
〇〇氏	すみません。
9番委員	じゃあ、さっきお聞きしたことに関してはどうなのですか？1回やってみて、ちゃんと耕作しますと言えますかと聞いていますよ。
〇〇氏	それはやっぱり主人と相談してみないと、いくら私の土地といっても、やっぱり農業というのは個々でするものではないと、私は今ちょっと思ったので、返事は今私からは出来ません。
議 長	そのことは分かります。だからあの私たちはですね、「あそこでは許可しましたよね。なんでここでは許可を出されないのですか。」と今後ですね、こういう問題が起きた時になし崩しにされては、農業委員会としては面子がありませんので、もう最初からそこはだめですよ、こういうやり方ではだめですよ、ピシッと決めとおかないといかんねといった話で、こういう風になった訳です。もし、こういうことがですね。あのあそこそ国道横ですから、皆さんが注目しているあの土地でもありますし、まあ、いろんな意見が出されたと思いますが、このようなことがないことを約束しますと言ってもですね、もう一つ手前にも土地がありますよね？マイクロバスを止めてある所もそうですね？農地ですよね？まだ形状変更の申請もされていないですよね？あそこもあまり畑を作られるような状態ではないですよね？
〇〇氏	そうですね。
議 長	だからこそ、〇〇〇〇も同じになるとですよ。ご主人さんの土地であってもですね。だからああいうことをしてしまえば、いつの間か宅地になったとか、転売できるとか、言われても、どうも私達には、正規の手続きを踏まれていない理由が解らないですね。 あの〇〇さん、目的でそういうことをしようっておっしゃっているのには、NOという判断をしている訳ではないですよ。ただ約束事の手順をピシッと踏んでから自分たちがそういうふうにするということをされた方がいいのではないですか？と言っていますから、私は是非そうい

	う風に1回して、前のこっちの方もそういう条件を合わせて、変に勘ぐられない様にされた方が一番スムーズじゃないですか。でも今の状態でいくと、「約束が違うでしょ？」ということを行っている訳ですから、1回そういう風に時間があれば、された方が、誰もがみんながスムーズにいくような形ではないですかと思っております。 他に委員からの質問は無いでしょうか。 はい、そしたら〇〇さん、今言われたご意見を尊重して一つ、形状変更として出された部分はですね。宅地造成ではありませんので、形状変更は田を畑に変えますよと、嵩上げしてということならば、畑作物を1年ぐらい作っていただかないと先には進まないという風に、我々農業委員会も考えているところですので、一つそういう風にですね、早急に対応していただいた方が我々としてもですね、今後運営する上においてやりやすいし、また〇〇さんとしてもですね、他に転売されようとされまいとですね、そのことに対してはスムーズに進むと考えているところです。それで、やっぱり作り土を入れて、畑を作ってみるようにしてもらえないですか。そのようにご主人さんに相談をして下さい。
〇〇氏	返事はどのようにすれば良いですか？
議 長	お約束で良いでしょうか？…確認をさせて下さい、私たちに。出来ているか、出来ていないかの。
〇〇氏	畑にですか？
議 長	そうです。
〇〇氏	ではそしたら早急にしてくださいということですかね。
議 長	そうです。早急にすればするほど、ことは先に進むと思いますが。あと3ヶ月あれば収穫できる作物があるのではないのでしょうか。だから、なるべく早く取りかかった方が…。
〇〇氏	でも業者さんとの対応もあるので、その辺のところは早急にいくかどうか…
9番委員	いやいや分かりますけど、自分でこういう風になった訳ですから、自分で解決して下さいと…
〇〇氏	ですからすぐにというわけではなくて、何日か後に…
9番委員	ああそういうことですか
議 長	まあ年内でも結構ですので、年内に終わらしてください。まあ年内といっても2ヶ月ありますからね。
9番委員	それは必ずやっってください。だけど、またこのことをやってもらわないとその後のことが先にいくだけの話ですから。先のことには文句を付けてはいけませんので。
議 長	何もお約束の証文も何も取る必要がある？取らないと駄目？
事務局	取る必要はありません。
議 長	他に何かありますか？
事務局	今の話しで結論をご主人と相談されるということで、またそれをこちらの方に返事いただくということで…
9番委員	会長、本当に取らなくて良いのですか？
〇〇氏	やっぱり文書を交わしていた方がよろしいのではないかと…
議 長	ほら向こうの方から言われていますが、向こうから文書を出しますと言われています。
〇〇氏	ですよ。今日の結果をやっぱり、こういう風に伝えましたというのを。
議 長	ああ、あなたにですか？
〇〇氏	いただいていた方がよろしいのではないのでしょうか。
議 長	そうでしたら今日の議事録を。今日の議事録を出せますか？出さないと〇〇さんがご主人に報告できないそうです。
事務局	今日の総会の審議の結果、一度は耕作をして下さいと、耕作を命ずるとか何とか…。
議 長	命ずるじゃなくして、約束しないと先へは進まないという話をしないと。 まあ農地ですからね。あくまでもその簡単に宅地に変わる訳じゃないですから、そのことは一つ今回のような行政の対応も不十分にしないで、やっぱりその責任をもってお金ば払

	う？土代ば払うのですから、埋め立て料ば払うのですから、ピシッとしたこととしておかないと、施主としてもおもしろくないと思いますので、キチンと農地として利用できるようにですね、まあ旦那さんだけじゃなくして奥さんも十分注意をしながらですね、やってください。どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは〇〇さん、お忙しい中に出席していただきありがとうございます。そういう風に、今日の問題は先に送ります。
〇〇氏	はい。
議 長	よろしくお願いいたします。
	(〇〇〇〇氏、退出)
議 長	今回〇〇さんの案件、転用の案件につきましては、冒頭事務局の説明がされたようにですね、県へ進達をしなければいけないようになっています。ただ先ほどの意見、前回の意見を付けてですね、送るようにしたいと思います。皆様方も了解をしてもらいたいと思いますので、宜しくお願い致します。
	それでは…
事務局	すみません、一つ確認です。副会長から〇〇さんへ言われたのは、「ここで1回作ってみらんね」という促し…
9番委員	申請された通りにやって下さい。それが守られていないから、いけませんよ。それが出来ないのですか？ということ。
事務局	ということですよね。それは、出来る出来ないは今では判断出来ないで、ご主人と判断される、相談するということですよね。そこで、うちの方から「耕作しないといけませんよ。」という指導的なものではなくて、「このようにした方が良い」や「こうですよね。」というような考えでよろしいでしょうか？
議 長	いや、そがん優しく書くと、しないのでは？
事務局	ただですね、そこまではすみません、先程お話しをされていたように、「しなさい。」とかいう強制力は…。
9番委員	考えすぎて。…考えすぎて。
議 長	いやいやいや、「しなさい。」ではなく、「しないと先に進みませんよ。」という話をしたはずです。
事務局	先に進まないというのは…。
議 長	転用には話がいかないということ。5条の。
	5条申請を今度は農業委員会が受けないことには出来ないのですか。
事務局	それは出来ません。
	今申請されている5条の転用分は、県への進達しないわけにはいきません。
議 長	それを止めることは出来ないのですか？
事務局	それは出来ないと思います。
議 長	何故？
事務局	総会で出された意見を付して、県へは進達します。
議 長	だから、意見は書いて進達してもらって構わない。ただ〇〇には「耕作・作付けをしなさい。」としておかないと、そのようにしてもらわないと駄目でしょう？…そのようにさせなくて良いのですか？耕作・作付けを実行させないと…そりゃあ、相手に対して甘過ぎでしょう。
事務局	そしたら、この件に関して県は県で進めていかれますが、許可が下りて来たら、許可を出さないわけにはいきません。…その許可を止めておくことは出来ません。
議 長	いやいや、農業委員会の意見をこれだけ付けて、これだけ話し合いをした結果を県に出せば、県もそう簡単には許可を出さないのでは？
事務局	…分かりません。…簡単に出るか、出ないのか、分かりません。
9番委員	出さないようにと頼むことはできないのですか。
議 長	止めることは出来ませんか。止めれない？

事務局	あくまでもですが、このように言うことしかできないのですが、法律に基づいて県は処理されます。
議 長	約束というとは法律に無いのですか？
9番委員	いやちょっと、待ってよ。そもそも形状変更申請そのものの申請があったことを、そのとおりしてなかとは法律じゃないのですか？
事務局	だから、そこがですね…
議 長	そこをきちんとされてないから、「先に進めないでください。」と進達するのではないのですか。
事務局	そのことも含めて県には事情を伝えています。「3条でこういうことがあって、形状変更の申請もされていますが、耕作・作付けの実績が無い。」と県には説明をしています。ただその説明を県が受け止めておられるのか、それでも5条転用の申請は止めようがありません。
議 長	そしたら、県へ進達しないことは出来ないのですか。
事務局	県へ進達しないことは法的に出来ません。
9番委員	前の形状変更申請後の畑としての耕作・作付けの実績が無いことを法的には違反だったということを自覚させないといけないのではないのでしょうか。
事務局	その辺のことも踏まえてですね。
9番委員	形状変更後の耕作・作付けの実績が無いので、先には進めないでくださいと県にも言うべきでしょう。
事務局	いや、全部のことを県へは報告しています。こういう経緯があつて…。
9番委員	私が言っていることと君が言っていることとは意味が違ってしています。(ルールを)守っていないから進達をしないという話じゃなくて、(これまでの)事情を話してこういうことをされていたという経緯があつても、「それでも受け付けないといけない。」ということになるのですか。
7番委員	法的な部分はどうなるのですか？
9番委員	元々畑のところを、作付けもしないで畑では無いような扱いをしておいて、植える意思が無かったから先には進めない。そういうことにはならないのですか。5条申請をする前に先に作付けしなさいと。すべてが先に行く話がこのことで止まってますと申請人に言うべきではないですか。それでも県は受け付けされるのですか？
事務局	はい、受け付けます。そこは確認しています。
9番委員	それも受け付けるのですか。
議 長	事務的に受け付けをして、許可が出るかどうかは分からないとでしょう？ 県に報告してください。今回の総会もこのように紛糾したことを。農業委員会は先には進めないと決めたが、県はどのように対応するのですか？と尋ねてください。 県、県と言っていますが、県はどの課の対応になりますか？農地課？
事務局	農山漁村課です。
議 長	農山漁村課？
9番委員	まず許可が来ること。うちが進達しなければ許可も何もありませんよね。
事務局	その進達の出し方を会長と相談させてください。
9番委員	会長と話してどうするつもり？
議 長	それはそれとして。〇〇さんには今日の農業委員会の会議の内容、ようするに作り土を入れて、1回耕作しないと、そういう話をしてもらえませんか。そのことを書いて出してください。
事務局	そしたら1回原案を作って会長に確認してもらいます。
議 長	そうしてください。
9番委員	多忙にかまけて何年も耕作してないから。
事務局	そこは副会長がおっしゃるように、「多忙でしたら、そもそも買っても耕作できなかったのではないですか。」という話はしています。それで色々あるのですが、意見を申させてもらいま

	した。
9番委員	素直に1回作付けするといわれた場合は、〇〇〇〇の違反転用のことがあります。こちらの方まで、改善させてください。 「農業委員会って、こんくらいなもんって思われなようにしてください。」
議 長	〇〇氏の地元の農業委員会とは本市の農業委員会は違うと認識させないと。
9番委員	町と市の差ですよと言ってください。
議 長	はい、そのようにお願いします。 それでは通常の審議に入りたいと思います。本日の議題は議案 6 件、報告 4 件であります。報告第 79 号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件については一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の 1 頁と 2 頁をご覧ください。報告第 7 9 号について説明いたします。記載のとおり番号 1 から 5 までの 5 件となっています。合計 1 1 筆で面積が 21, 163 平米となっています。内訳は田が 5 筆で 11, 520 平米です。畑は 6 筆で 9, 643 平米です。解約事由は双方合意による借人変更のためが 3 件で、借受人の農業廃止のためが 1 件、農地法第 3 条申請による使用貸借の解約が 1 件でございます。以上で報告第 7 9 号の説明を終わります。
議 長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。2番委員。
2番委員	5番の中には登記地目が田で、現況地目が樹園地となっている筆があります。これはブドウを作っているのだと思いますが、地目を変えてないという考えでよろしいでしょうか。
事務局	はい。そういうことになります。
議 長	他にありませんか。 (はいと言う声あり。) 質問も無いようですので、報告第79号を終わります。 次に報告第80号「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について(報告)」を議題といたします。農林水産課農政係から説明をお願いいたします。
農林水産課 農政係	皆さん、お疲れさまです。本日説明させていただきます農林水産課農政係の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。鹿島市農業振興計画のうち農用地利用計画の軽微な変更について、議案第80号の報告分を説明いたします。お手許の議案書の3頁と位置図については1頁をご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は畑で、面積は142平米になっています。今回の変更目的は農業用資材置場兼作業場としての利用です。申請人は〇〇〇〇さんで所有者になります。関係機関・関係者の同意につきましては地元区長・生産組合長さんと担当地区の農業委員の方及び隣接農地の所有者・耕作者から同意を取られています。今回の圃場につきましては県営圃場整備事業(〇〇地区)の実施地区になりまして、1種農地の取り扱いになっております。また、農地多面的支払交付金の対象農地になっていまして、この件につきましては確約書の提出をお願いしているところです。今回の申請の理由につきましては申請地の西側にある農業用倉庫が手狭になられたために、隣接する当該のうちに農業用資材置場兼作業場として整備される計画となられ、計画実現に必要な142平米の用途区分の変更を行われるものです。申請からこの間の経過ですが12月9日付け鹿島市公告第35号で公告し、翌10日付けで県農林治事務所の方に報告しております。同日付けで申請人の〇〇さんへの通知を行っています。報告案件についての説明は以上です。
議 長	はい。只今の説明について質問・意見はありませんか。 ありませんか。 (はいと言う声あり。) 無かったら、報告第80号を終わります。

	報告第81号「農地法第4条適用除外の証明願について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料は4頁をお開きください。位置図は1頁を併せてご覧ください。報告第80号についてご説明いたします。番号1ですが、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は142平米です。届出人（所有者）は〇〇区の〇〇〇〇さんで、目的及び施設の概要は農業用資材置場及び農業用作業場です。周囲の状況ですが、東は田、西は畑、南は道路、北は宅地と畑になっています。地元との協議はされていて、条件は無しとなっています。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問・意見はありませんか。 (ありませんという声あり。) それでは、1番を終わります。2番の説明をお願いいたします。
事務局	2番について説明いたします。総会議案・説明資料は同じく4頁を。位置図は2頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は210平米の内65.66平米を農業用倉庫として使用されます。届出人（所有者）は〇〇区の〇〇〇〇さんです。周囲の状況ですが、東は道路、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。地元との協議はされていて、条件はなしとなっていますが、始末書を提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	始末書を読み上げます。この度下記の土地につきましては、農地法等の手続きを理解していなかったため、平成30年8月31日から現在まで農業用倉庫として利用してきました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたしますと申請人の方からいただいています。
議長	只今の説明について質問・意見はありませんか。
9番委員	現地調査で現場に行きましたが、新築の倉庫が建っていました。以前は畑として使われていたのですか。
事務局	今年の8月31日に倉庫が完成したようです。その前はミカン畑だったようです。
議長	他にありませんか。無いようですので、これで報告第81号を終わります。 次に議案第146号「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題といたします。農林水産課農政係からの説明をお願いいたします。
農林水産課 農政係	それでは説明させていただきます。議案書はお手許5頁、位置図は3頁をご覧ください。所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は畑で、面積は883平米のうち495平米です。変更目的は一般住宅の建設用地です。申請人は〇〇〇〇さんで、所有者になられます。関係者の同意につきましては隣接農地の所有者、地元の区長・生産組合長さん、地区担当の農業委員の方から同意を得ておられます。意見書につきましては現在佐賀県農業協同組合に依頼をしているところです。こちらの筆は農地多面的支払交付金の対象農地となっております。周囲の状況ですが北側は隣接農地(畑)です。これは申請者所有の農地です。南は水路を挟んで田です。東側は今回申請地の残地を介しまして隣接の農地(田)となっています。西側は申請人所有の畑になります。周囲の田に比べまして1段高められた畑での申請になりまして、周辺特に水田等への営農に対する影響は無い位置であるものと考えています。農地につきましては2種農地の取り扱いとなります。今回の申請の理由はこれまで申請者によるミカン園(樹園地)として利用されてきましたが、現在〇〇県〇〇市にお住まいの申請者の息子さんが〇〇市のほうに異動されるのを機に、息子さんのご家族が出身である鹿島市に居を構えてお住まいになりたいということで、申請者の方に相談されています。申請者の所有地を中心にこの地区内で代替用地を検討されましたが、諸々の理

	由により断念されまして、今回の計画に必要な面積 495 平米を農用地から除外する手続きを取られているものです。内容説明につきましては以上とさせていただきます。
議 長	私から質問してよろしいでしょうか。2種農地も農振農用地があるのですか。それと申請地についてですが、圃場整備はされていますか。
農林水産課 農政係	そのような場合もあります。形的には綺麗な四角形をしていますが、申請地は圃場整備からは外れています。
議 長	質問はありませんか。 (ありませんという声あり。) 無いようでしたら、採決をしたいと思います。議案第146号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、議案第146号は農業委員会の意見を付けて、県へ送付をいたします。 次に議案第147号「農地法第5条による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をお開きください。議案第147号について説明いたします。知事処分の案件となります。番号1ですが、位置図の4頁も併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び同じく〇〇番地でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地と畑になっています。登記面積はそれぞれ323平米と356平米です。譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん52歳、建築業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、電気工事業の方と〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、会社員の方です。転用の目的は露天資材置場となっています。資材置場100平米、残土置場64平米、通路その他515平米を計画されています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は市道、西と南と北は畑になっています。地元協議されており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長 (担当委員)	ではここで担当委員の現地調査報告を私が担当委員ですのでします。〇〇〇〇〇〇場の西側に南北に市道がありますが、その沿線に〇〇〇〇の牛舎がありますが、現地はその南側の竹やぶになっていた所です。かなり荒廃していた所です。そこを今回資材置場であるとか、残土置場にするために整地したいという申出であります。道路の高さまで高めるとのことですので、現在一番低い所で約1メートルの盛土をする計画です。ただ一番懸念されるのが排水路の問題です。周囲には水路が無く、北側の1筆先に水路がありますので、そこに流すことができるように北側の土地を購入するように提案したところですが、残念ながらありませんでした。雨水の排水については地下への浸透と勾配がついていきますので、地表面を北に流れることになると思います。ただ、遊休農地対策にはなったと思いますので、少しほっとしています。 質問がありましたら、お受けいたします。 無かったら、採決したいと思います。議案第147号の1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送付することにいたします。 次に議案第148号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第148号について説明いたします。知事処分の案件となります。総会議案・説明資料は7頁、位置図は5頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。

	登記面積は2,225平米です。申請人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん84歳、無職の方です。転用目的は植林となっています。スギが既に504本植えられています。農地区分は2種農地です。周囲の状況は東が里道、西が市道、南と北は畑になっています。関係部署との協議はされていまして、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議 長	登記地目の畑はいいのですが、現況地目は樹園地になっていますが、山林の間違ひではないのですか。
事務局	現況地目は課税上のことですが、税務課で確認しましたが、樹園地となっていました。あと始末書をいただいていますので、読み上げます。 この度下記の土地につきましては、農地法等の手続きを理解していなかったため、昭和58年1月に植林し、使用して参りました。今後このようなことの無いよう、農地法等の内容を十分理解し、努力して参りたいと存じますので、寛大な処置とご指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げますと申請人の方からいただいています。
議 長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いいたします。
2番委員	申請地は〇〇区の一番上になります。申請地からあと100メートル程登れば〇〇牧場になります。現地には既にスギが植えられていて、風が強く吹くときにはスギが倒れることもあるようで、問題となっているそうです。所有者は〇〇市の方ですが、代りに〇〇不動産から来られて同意を取られました。この際に後のことも説明を受けました。この後は〇〇不動産が購入し、伐採して太陽光発電装置を取り付けられるとのでした。持ち主から処分をしたいという話があったそうです。協議の方をよろしくお願いします。
議 長	この申請が通れば、地目が山林に変わりますね。
事務局	許可が出て、地目変更の手続きをされたら、地目は山林になります。
議 長	山林になれば、農地法上の縛りは無くなりますね。 質問はありませんか。 無いようですので、採決します。議案第148号の1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送付することにいたします。 次に議案第149号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をお開きください。議案第149号について説明いたします。位置図は6頁も併せてご覧ください。番号1でございます。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇外6筆でございます。登記地目は畑、現況地目は樹園地となっていますが、この中の乙963番地だけが登記地目が田で、現況地目は樹園地になっています。登記面積は7筆合計で11,444平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん35歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。譲受・譲渡理由は贈与によるとなっています。なお、〇〇〇〇さんは平成27年1月の認定新規就農者であり、5年以内に一定の農地を所有する必要があることから今回の申請に至っておられます。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、佐藤農業委員と岡農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号1の説明は以上です。
議 長	只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。
9番委員	理由に贈与と書かれていますが、二人は苗字が違いますが関係性を教えてください。
事務局	譲受人の方は譲渡人の娘婿になられます。
議 長	他にありませんか。無いようですので、採決したいと思います。議案第149号の1番に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可することにいたします。 次に議案第150号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)」について」を議題といたします。この案件については一括して審議したいと思います。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料は9頁から11頁をご覧ください。一括して議案第150号を説明いたします。これについては総会議案・説明資料の14頁と15頁にも記載していますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。 整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地で地目は田です。面積は1,121平米です。農地の所有者は〇〇市〇〇の〇〇〇〇さんとなっています。 続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で面積は1,845平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。 整理番号3、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,194平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号4、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は1,499平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号5、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は2,963平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号6、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田です。面積は428平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号7、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び同じく〇〇番地です。地目は共に田です。面積は1,720平米と3,428平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号8、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地です。地目は共に田です。面積は3,007平米と2,984平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号9、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田です。面積は2,698平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号10、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく字〇〇〇〇番地です。地目は共に田です。面積は1,823平米と2,982平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。 整理番号11、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく字〇〇〇〇番地と同じく字〇〇〇〇番地です。地目は3筆共に田です。面積は2,171平米と2,065平米と2,167平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので〇〇〇〇さんからの申請となっています。 これら11件全てが設定する権利は賃貸借権の設定です。契約期間は10年間で8件で、5年11ヶ月が3件となっています。説明は以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。質問はありませんか。

	(はいと言う声あり。) ちなみに1番から3番までが亡くなった〇〇〇〇氏が借りて耕作されていた所です。これで全ての借入地の耕作者が決まりました。 質問も無いようですので、一括して採決したいと思います。議案第150号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	はい。賛成全員により、議案第150号は決定することにいたします。 次に議案第151号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件についても一括して審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第151号について 農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は12頁から15頁までとなります。この案件につきましては1議案の21件でありまして、利用権設定されているのが9件で、そのうち更新が4件で新規が5件です。あっせんが1件、農地中間管理機構との貸借が11件となっています。利用権を設定されている9件のうち、使用貸借権が1件で賃貸借権が8件です。賃貸借権設定の8件のうち、現金扱いが7件で、物納扱いが1件です。契約期間については、30年が1件で農業者年金の経営移譲によるものです。7年が1件、5年が3件、3年が4件となっています。ほかにあっせんが1件、農地中間管理機構との貸借が11件となっています。説明は以上です。
議 長	只今の説明について、意見がありましたら、お伺いいたします。
	(8番委員、利用権の設定を受ける者であるため退出)
	質問・意見はありませんか。質問・意見も無いようですので、採決したいと思います。議案第151号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、議案第151号は決定することにいたします。
	(8番委員、再入場)
議 長	最後です。次に報告第82号「農地等形状変更届出について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	総会議案・説明資料は16頁をご覧ください。位置図は7頁を併せてご覧ください。報告第81号農地等形状変更届出について説明いたします。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇、同じく〇〇番地の3筆でございます。地目は3筆共に田で、面積はそれぞれ222平米、188平米、670平米の合計1,080平米です。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、以前から水田としては利用できなかったために、畑として利用してきた。現状に合わせるため、畑に転換するとのことでありました。周囲の状況は①の筆が東は原野、西は道路、南は水路、北は宅地となっています。②の筆が東は原野、西は道路、南と北は水路となっています。③の筆が東は田、西は原野と道路、南は水路と道路、北は原野となっています。申請地は農振除外地であります。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
2番委員	場所は〇〇橋を上を渡った所が四差路の交差点になっていますが、西側に行けば〇〇区に行く方と〇〇に行く方に分かれています。〇〇の方になります。申請地の①と②については以前から植木を植えていたということでありました。確かに木を植えてありました。③は家庭菜園のように使っており、野菜を作っておられました。周囲は遊休農地でありましたので、水田として利用するのは厳しいと思いました。現況に合わせて畑に転換したいという意向ですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長	はい。ありがとうございました。①と②に関しては、植木用の木を植えてあるのですから、山林でも良いと思いました。③は綺麗に管理されていて、良い畑でした。 質問は無いでしょうか。 (はいと言う声あり。) 質問も無いようですので、採決したいと思います。報告第82号の1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、承認することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された議題全ての審議を終わります。
	(午後3時55分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。 平成30年11月 2日 鹿島市農業委員会 会 長 7番委員 8番委員 事務局長 ㊟ ㊟ ㊟ ㊟
--	--